

酒田市学習バス運行業務委託【単価契約】【債務負担行為】仕様書

1 件 名 酒田市学習バス運行業務委託【単価契約】【債務負担行為】

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運行車両

- (1) 委託者が用意する車両を受託者に貸与して運行する。
- (2) 貸与車両は以下のとおりとする。

No.	バス名称	車両ナンバー	乗車定員
1	学習バス(浜風号) 1号	庄内200 は 72	46人
2	学習バス(浜風号) 2号	庄内200 は 227	46人
3	学習バス(浜風号) 3号	庄内200 さ 252	29人

その他、緊急時に委託者が用意した車両。

- (3) バスの貸料は無償とする。

4 運行内容 ※利用人数等により変動することがある

(1) 学習バスとしての運行

- ①学校管理下で実施する校外学習等の運行
- ②中体連主催大会の県大会出場時の運行等
- ③その他の学習活動等での運行

(2) スクールバスとしての運行

- ①松原小 遊撫部地区 通年
- ②第一中 宮海地区 夏季・冬季
- ③第四中 浜中地区 通年
- ④〃 宮野浦地区 夏季・冬季
- ⑤第三中 遊撫部地区 夏季・冬季
- ⑥その他、委託者が特に必要と認めたもの

※運行予定日数：バス1台あたり200日程度

5 業務内容

- (1) 学習バス運行の運転業務
- (2) スクールバス運行の運転業務
- (3) 運行に関する一連の管理事務業務
- (4) 始業点検及び運行後の洗車、清掃及び車両内外の点検業務
- (5) 置き去り防止の観点から、終点もしくは生徒の最終降車時における車内点検
- (6) 運行日誌の作成と委託者への報告
- (7) その他、委託者が必要とする事項

6 契約

学習バス運行及びスクールバス運行の時間単価による単価契約とする。

7 年間委託見込経費（人件費及び事務費相当分）

- (1) 学習バス運行 見込時間数 1,800 時間 × 時間単価（税抜）
(2) スクールバス運行 見込時間数 2,650 時間 × 時間単価（税抜）
(1)・(2) の合計額で算定

8 バス運行計画と受託者の責務

- (1) 受託者は、毎月のバス運行計画（原則として前月 20 日までに通知）に基づき、運転手の配置計画を作成し、バス運行に支障がないようにする。
(2) 受託者は、運行日ごとの運行日誌を記録し、毎月月末にとりまとめを行い、その翌月の 10 日までに委託者に報告する。

9 受託者の要件

道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

10 費用負担

委託料とは別に委託者が負担する経費は、バス燃料費、車両整備費、車検費用、重量税等公課費、自賠責保険料、任意保険料、消耗品費等とする。

11 検査

本業務が完了したときは、遅滞なく運行日誌と運行明細書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

12 検査後の請求

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。

13 委託料の支払

委託者は、1か月毎に契約単価に実績の運行時間数を乗じて算出される委託料を、正当な請求書を受け取った日から 30 日以内に受託者に支払うものとする。ただし、指定管理鳥獣の出没等による人身被害の発生の恐れがあり、緊急対応により、委託者が受託者に対して運休を依頼した場合は、毎月のバス運行計画に基づき、見込運行時間数（業務従事時間数）に時間単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。

14 運行時間（業務従事時間）の算定範囲

- (1) 運転手の業務従事時間は、受託会社よりバス車庫までの移動時間も含めるものとする。
(2) 運転手の始業点検時間（30 分間）を加算する。（当該バスの運行開始時）
(3) 運転手の洗車・清掃時間（30 分間）を加算する。（当該バスの運行終了時）
※ (1)～(3) の加算時間は、各運転手の業務の開始時又は終了時に属している業務内容（学習バス運行又はスクールバス運行）の時間単価とする。
(4) 一日に同一運転手が複数のバス運行を担当し、次の乗車業務までの間隔が 90 分以内の場合、その時間を業務従事時間に含め、次の乗車業務の内容（学習バス運行又はスクールバス運行）の時間単価とする。
(5) 支払い対象となる毎日の業務従事時間は、30 分単位とする。一日の通算した時間が 30 分に満たない場合は、30 分に切り上げし、30 分を超える場合は、1 時間に切り上げる。
(例：5 時間 20 分の場合は 5 時間 30 分、5 時間 50 分の場合は 6 時間とする。)

15 損害賠償等

運行業務において、第三者及び車両等委託者に損害等を与えた場合は、委託者が加入する保険等により支払うものとする。ただし、受託者自らに責任あると認められたときは、その責任に応じた額を委託者は受託者に請求できるものとする。この場合、委託者が請求する額は委託者と受託者双方で協議し決定するものとする。

16 その他

- (1) 原則として学習バス3台は、浜田学区コミュニティ防災センターの敷地内に駐車する。
- (2) 天候等により運行計画に変更が生じた場合、速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。